

第 2 期 亀 岡 市
子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画
（ 最 終 案 ）

令 和 2 年 3 月

亀 岡 市

目次

第1章 計画策定の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	4

第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	人口・世帯・人口動態等	5
2	女性の就業状況	8
3	教育・保育サービスなどの状況	9
4	地域子ども・子育て支援事業の状況	13
5	市民ニーズ調査から見られる現状・課題	17
6	第1期計画の進捗評価	25

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	27
2	基本的な視点	28
3	基本目標	29
4	施策の体系	31

第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1	地域ぐるみで子育てを支援する	32
基本目標2	子どもの健やかな成長を支援する	34
基本目標3	子どもの学びを支援する	36
基本目標4	子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	39
基本目標5	仕事と子育ての両立を支援する	41
基本目標6	子どもを大切にすまちづくり	44

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	将来の子ども人口フレーム	47
2	教育・保育提供区域	48
3	教育・保育の量の見込みと確保方策	49
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	53
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	67
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	67

第6章 計画の推進体制

1	推進体制の整備	68
2	施策の実施状況の点検	68

資料編

1	用語の解説	69
2	亀岡市子ども・子育て会議条例	77
3	亀岡市子ども・子育て会議委員名簿	79
4	計画策定の経緯	80

※【用語の解説について】

本編中の右上に*が付いている用語(複数回出てくる場合は最初に出てくる用語にのみ*を付けています)について、資料編で解説しています。

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行が喫緊の課題となっており、本市においても、人口動態*をみると、自然動態において死亡数が出生数を上回るとともに、社会動態において転出数が転入数を上回ることに伴い、人口減少・少子高齢化が進行している状況にあります。

全国的にも、ライフスタイルの多様化に伴い、晩婚化・非婚化が進行するだけでなく、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する不安や孤立を感じる家庭が増加しており、これらの背景によって引き起こされる児童虐待*や子どもの貧困*などが大きな課題となっています。

こうした中、本市では、平成27年3月に「亀岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、地域の実情に応じた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進してきました。

国においては、依然として、子どもや子育てをめぐる厳しい環境等の課題に対応するため、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン*」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。また、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加などが見込まれることから、平成29年6月には「子育て安心プラン*」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン*」が策定され、女性就業率80%にも対応できる保育や放課後児童会の受け皿を整備することとされました。更には、平成28年6月の「児童福祉法の一部改正」により、児童虐待防止対策の強化が図られ、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ*」では、幼児教育・保育の無償化の方針が打ち出され、令和元年10月から実施されるなど、課題解決に向けた子育て支援対策が加速的に進められている状況となっています。

そこで、本市では、こうした流れを踏まえ、令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることを機に、第1期計画を検証し、本市の子育て環境の更なる魅力創出・向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、更なる推進・発展をめざし、「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法*第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法*の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

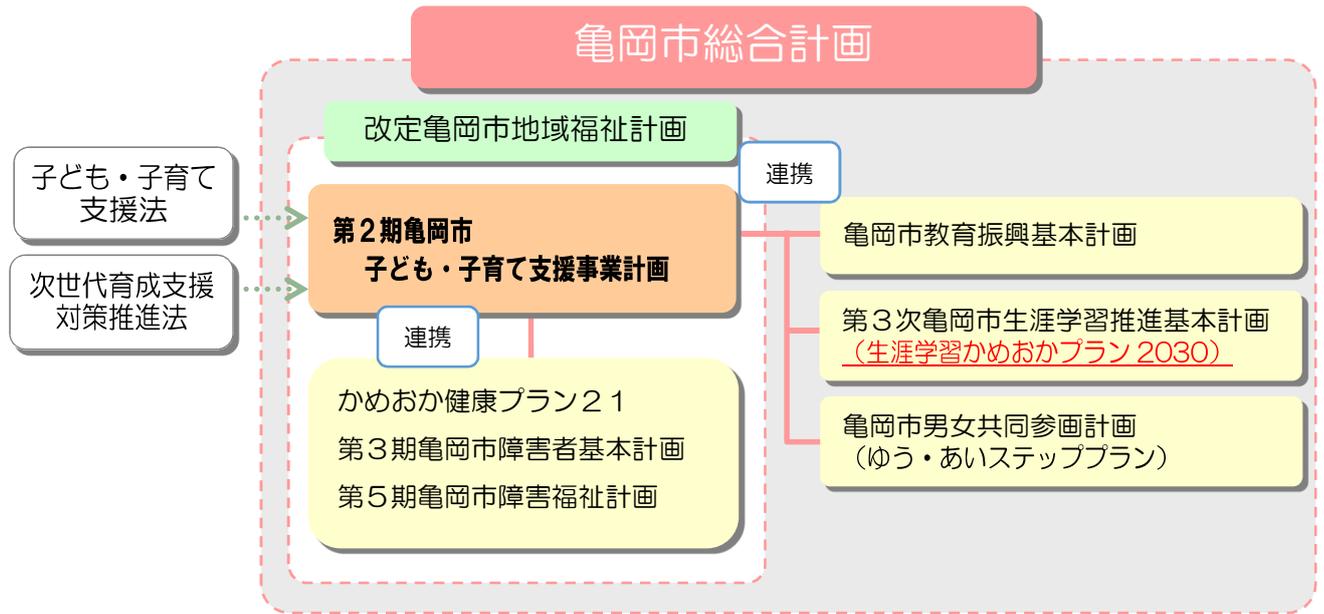
次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 亀岡市計画体系等における位置づけ

本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画である「第4次亀岡市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画として策定するものです。

【 他計画との関連 】



3. 計画の対象

○亀岡市に居住するすべての子ども（0歳からおおむね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を本計画の対象とします。

4. 計画の期間

○「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を1期とする計画を定めることとされていることから、令和2年度～令和6年度までの5年間を本計画の計画期間とします。

※なお、必要に応じ、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画						第2期 子ども・子育て支援事業計画				
●中間見直し						●改定			●改定	

5. 計画の策定体制

(1) 亀岡市子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者などの意見を反映するとともに、子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて、本市における子ども・子育て支援施策を実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、公募による市民などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(2) 市民ニーズ調査の実施（計画策定に伴う基礎調査）

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、教育・保育、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

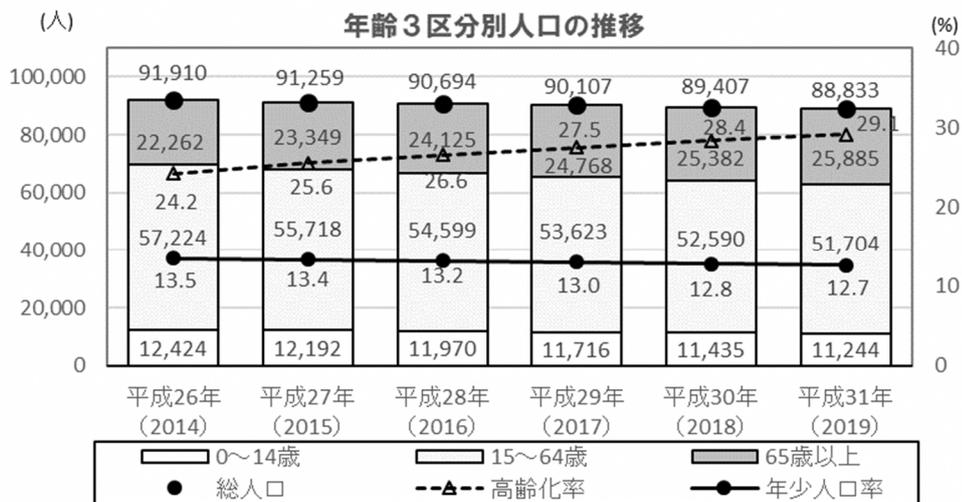
1. 人口・世帯・人口動態等

総人口とともに年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢人口が増加

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成26年の91,910人から、平成31年には88,833人と、5年間で3,077人減少しています。

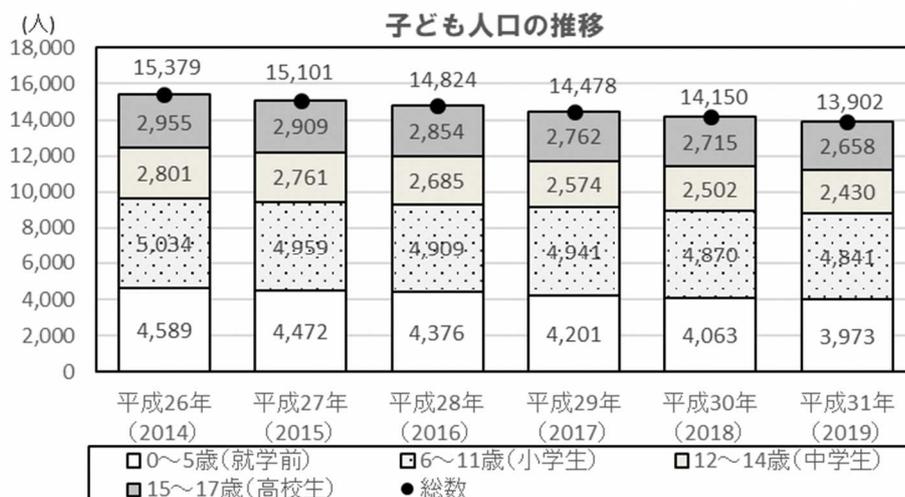
また、65歳以上の高齢化率が平成31年には29.1%と、平成26年と比較して4.9ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳を生産年齢人口の比率は減少しています。



※住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のそれぞれがおおむね減少傾向となっています。

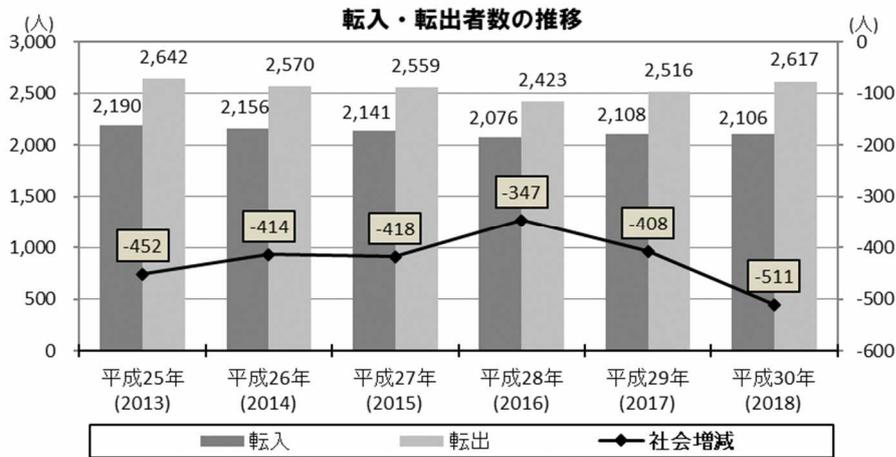


※住民基本台帳（各年4月1日現在）

転入より転出が多い社会減が続いています

(3) 転入・転出者数の推移

本市の転入者数は近年、2,100人前後で推移し、転出者数は2,500人から2,600人程度で推移し、一貫して社会減となっています。



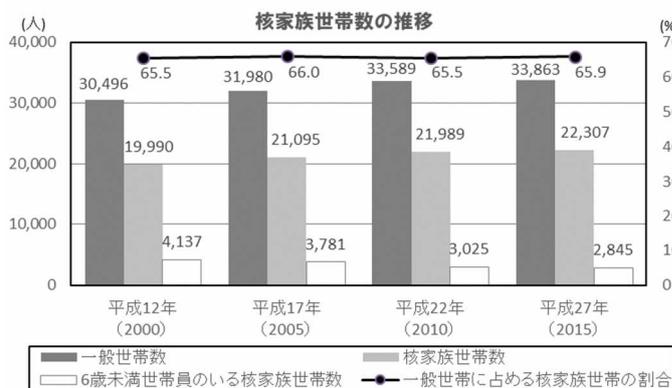
※住民基本台帳人口移動報告 (年報)

子どものいる世帯の割合は全国及び京都府水準より高く、6歳未満の子どものいる世帯の8割以上が核家族

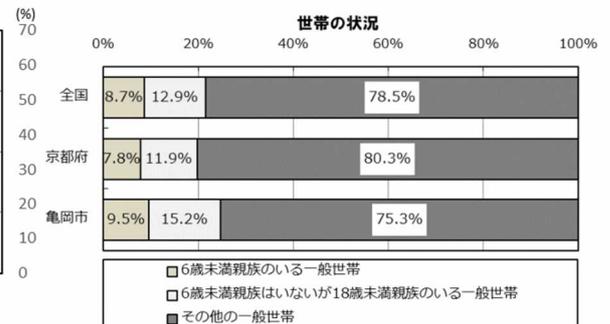
(4) 世帯構造

本市の一般世帯数及び核家族世帯数は増加していますが、6歳未満の子どものいる核家族世帯数は減少しています。

6歳未満の子どものいる一般世帯は一般世帯総数の9.5%、6歳未満はいるが18歳未満の子どものいる一般世帯は15.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は24.7%となり、全国水準や京都府水準を上回っています。

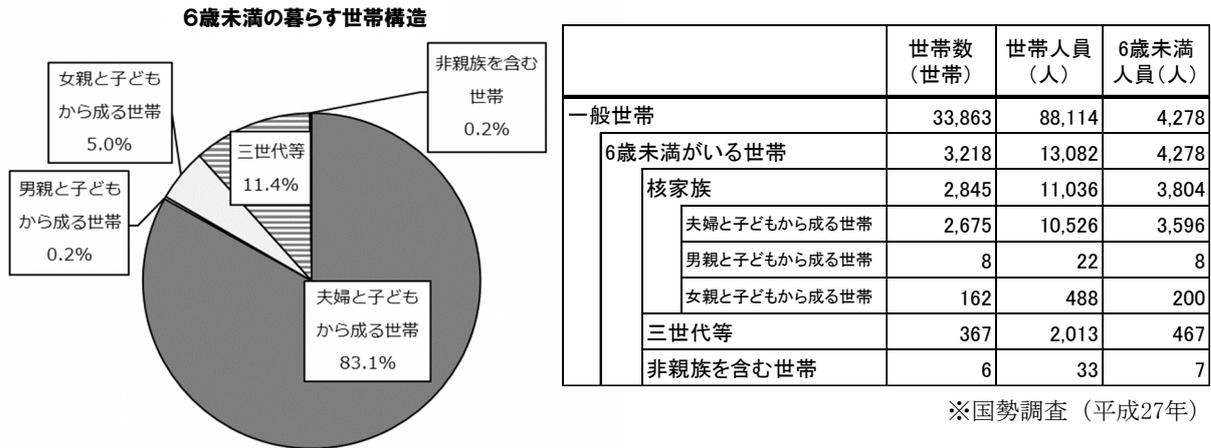


※各年国勢調査



※国勢調査 (平成27年)

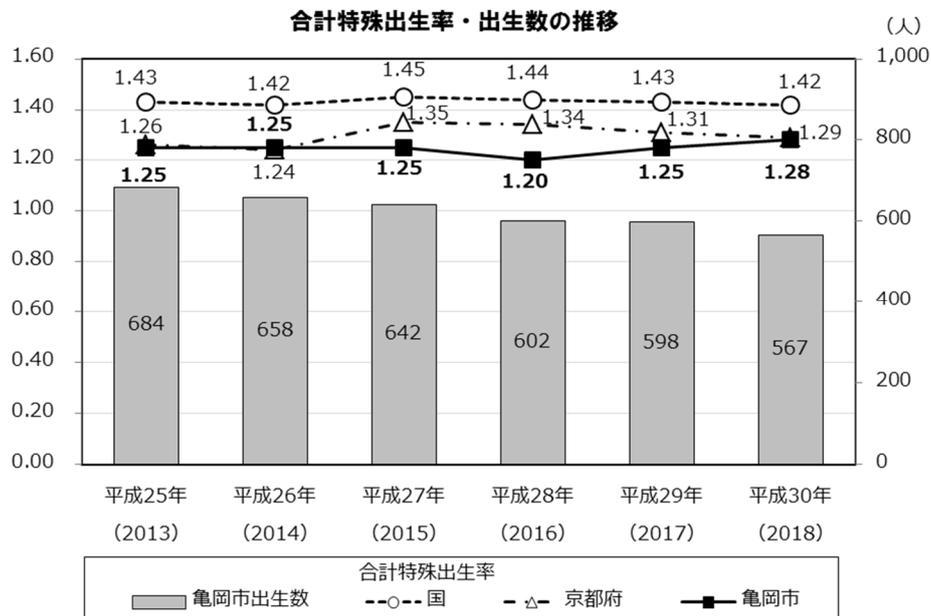
6歳未満の子ども（4,278人）のいる世帯は3,218世帯であり、うち88.3%が核家族となっています。



（５）出生の動向

合計特殊出生率*の推移をみると、平成27年以降は全国及び京都府を下回る水準で推移しています。

近年の出生数は、平成25年の684人をピークに減少傾向にあります。



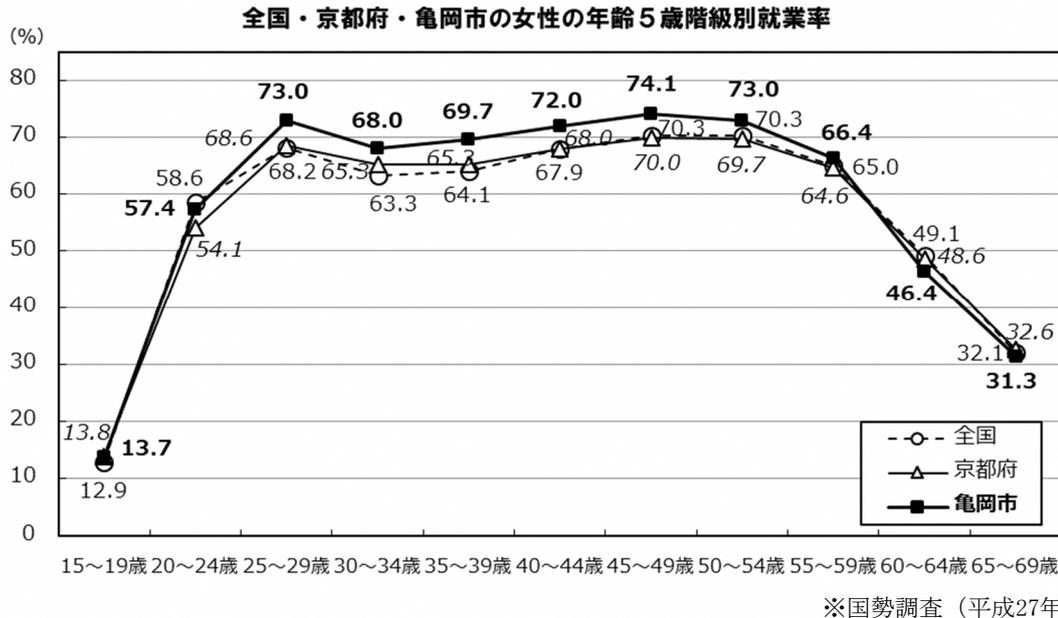
※合計特殊出生率（国、京都府：人口動態統計）、亀岡市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

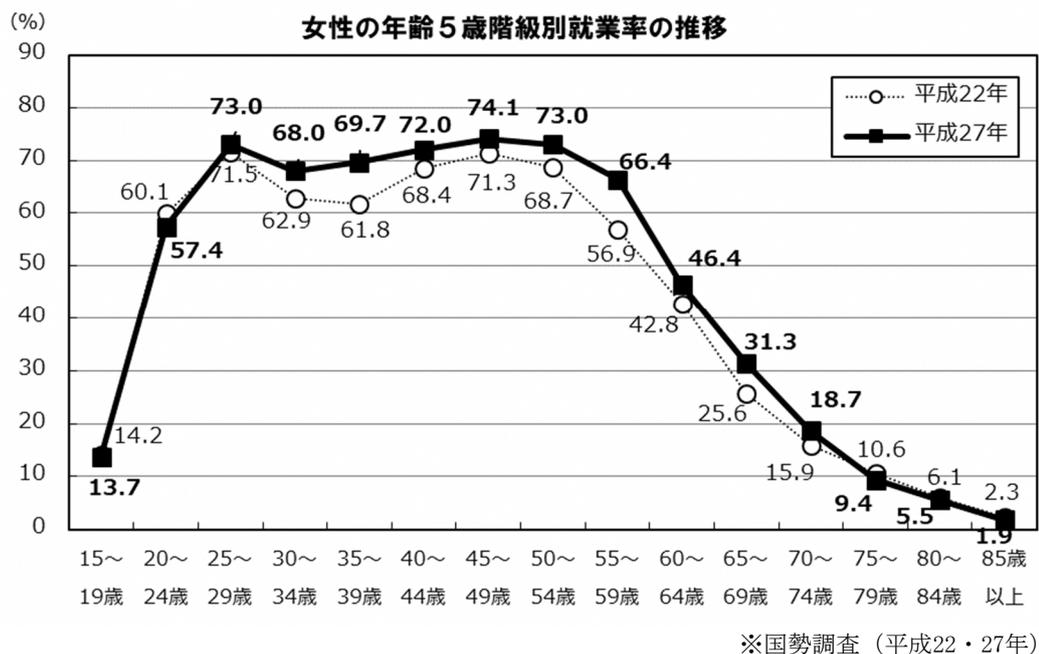
2. 女性の就業状況

女性の年齢5歳階級別就業率は全国・京都府の水準よりもおおむね高く、M字カーブは緩やかになっている

平成27年の女性の5歳階級別就業率は、25歳から59歳までの各年齢層で全国及び京都府水準より高い割合となっています。



また、本市の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、5年間で25歳から74歳の各年齢層の就業率が増加しています。とりわけ、M字カーブの谷になっていた35歳から39歳の就業率が、61.8%から69.7%と7.9ポイント増加しており、M字カーブが緩やかになっています。

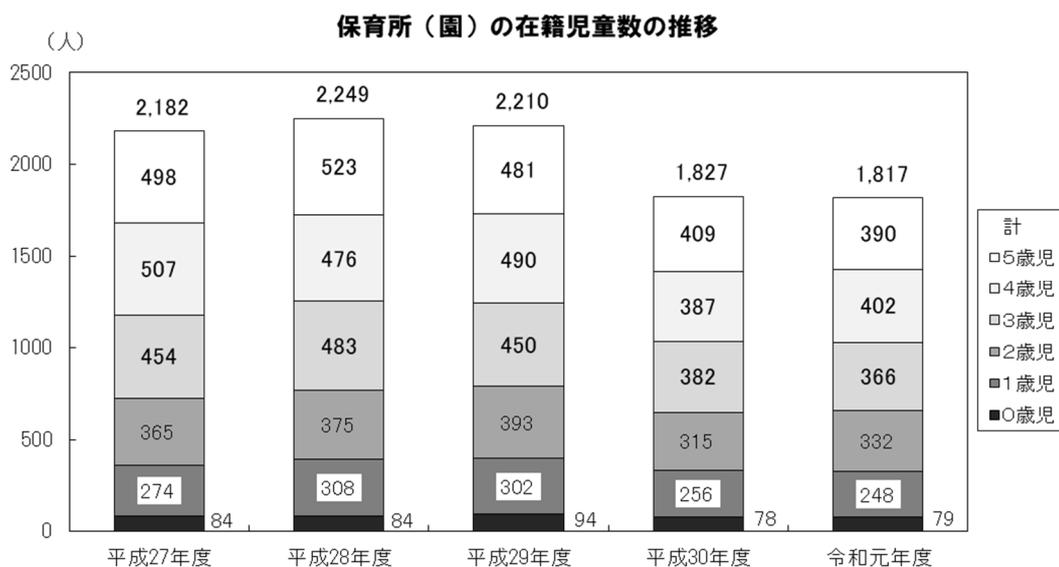


3. 教育・保育サービスなどの状況

(1) 保育所(園)*の利用状況

令和元年度現在、市内には、公立保育所8園、私立保育園7園の合計15園の施設があります。

平成30年度から私立保育園2園が幼保連携型認定こども園*に移行したことに伴い、平成30年度以降の保育所(園)の在籍児童数が減少しています。



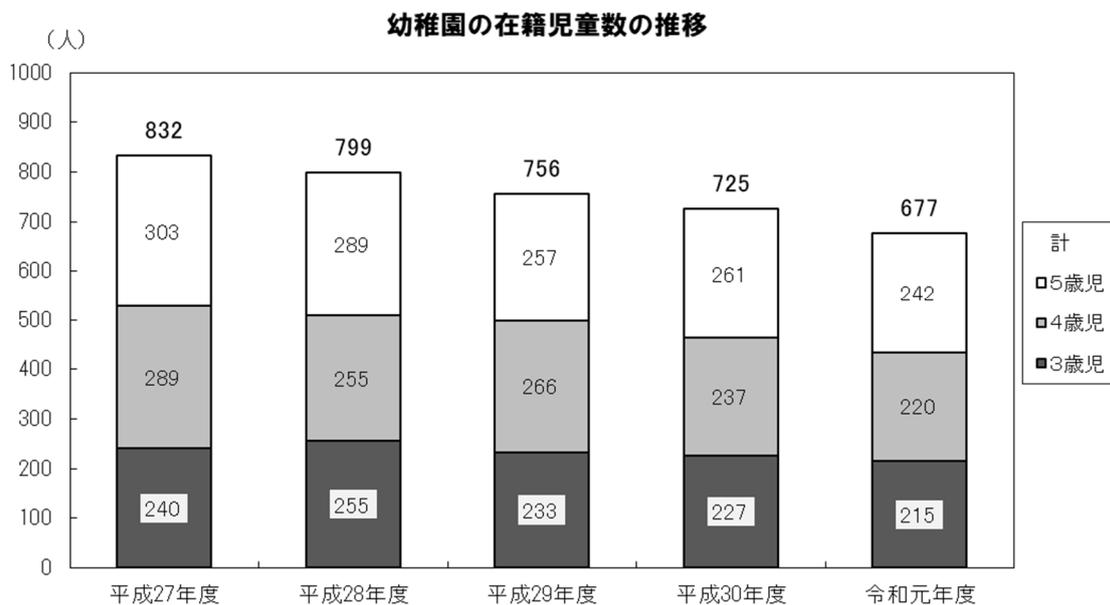
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(分園は除く)		15	15	15	15	15
利用者数(人)	0歳	84	84	94	78	79
	1歳	274	308	302	256	248
	2歳	365	375	393	315	332
	3歳	454	483	450	382	366
	4歳	507	476	490	387	402
	5歳	498	523	481	409	390
	計	2,182	2,249	2,210	1,827	1,817

※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園*の利用状況

令和元年度現在、市内には、公立幼稚園1園、私立幼稚園4園の合計5園の施設があります。

施設数に変動はありませんが、在籍児童数は近年減少傾向となっています。



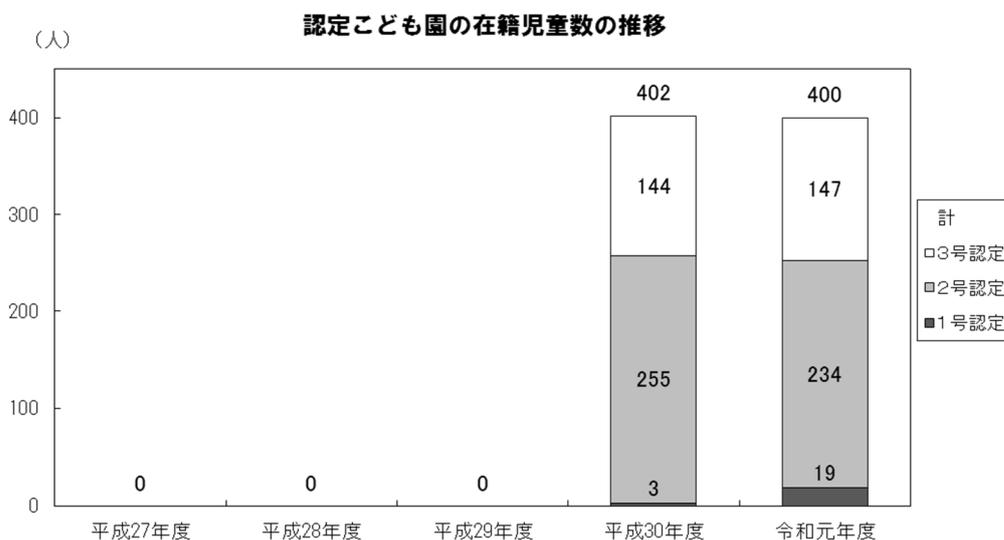
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数		5	5	5	5	5
クラス数		39	38	36	38	37
在園児数 (人)	3歳児	240	255	233	227	215
	4歳児	289	255	266	237	220
	5歳児	303	289	257	261	242
	計	832	799	756	725	677

※資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園の利用状況

令和元年度現在、市内には、2園の認定こども園があります。

平成30年度から私立保育園2園が幼保連携型認定こども園に移行しています。

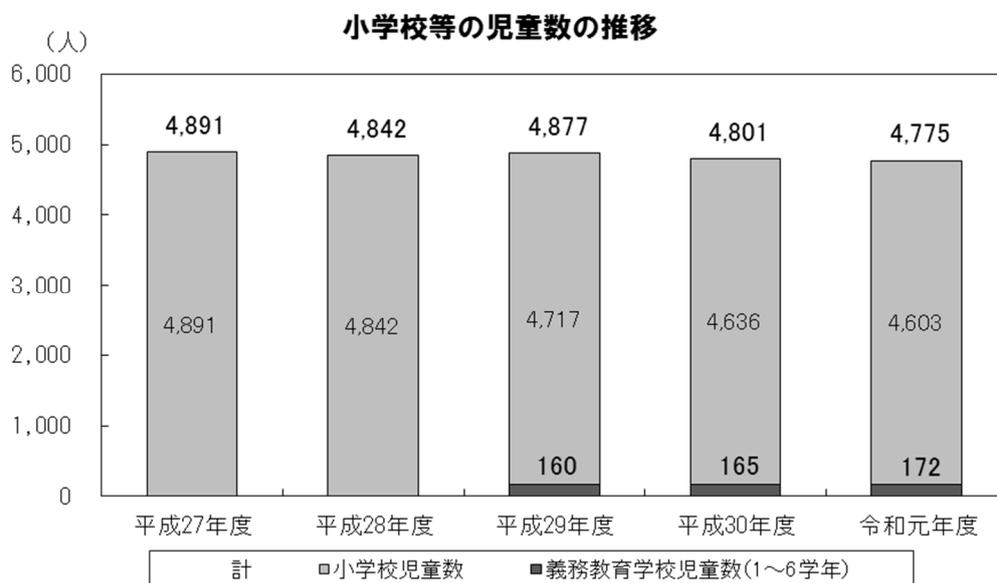


			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(箇所)			0	0	0	2	2
利用者数(人)	1号認定	3歳	/	/	/	2	4
		4歳				0	8
		5歳				1	7
		計				3	19
	2・3号認定	0歳	/	/	/	21	16
		1歳				57	58
		2歳				66	73
		3歳				97	69
		4歳				75	94
		5歳				83	71
		計				399	381

※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(4) 小学校等の状況

令和元年度現在、市内の小学校等については、小学校 17 校と義務教育学校*1 校の計 18 校があります。児童数は若干の減少傾向にあり、令和元年 5 月 1 日現在の小学校等の児童数は、4,775 人となっています。



		平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
学校数	小学校	18	18	17	1	17	1	17	1
	義務教育学校								
児童数 (人)	1年	815	802	813	28	714	27	731	34
	2年	822	815	777	22	809	29	717	27
	3年	780	824	789	27	774	23	804	29
	4年	811	784	797	28	787	29	772	23
	5年	806	811	761	27	787	30	792	30
	6年	857	806	780	28	765	27	787	29
	計	4,891	4,842	4,717	160	4,636	165	4,603	172

※資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、保育所（園）や認定こども園において、認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした時間外保育を実施しています。

【 時間外保育事業利用状況の推移 】

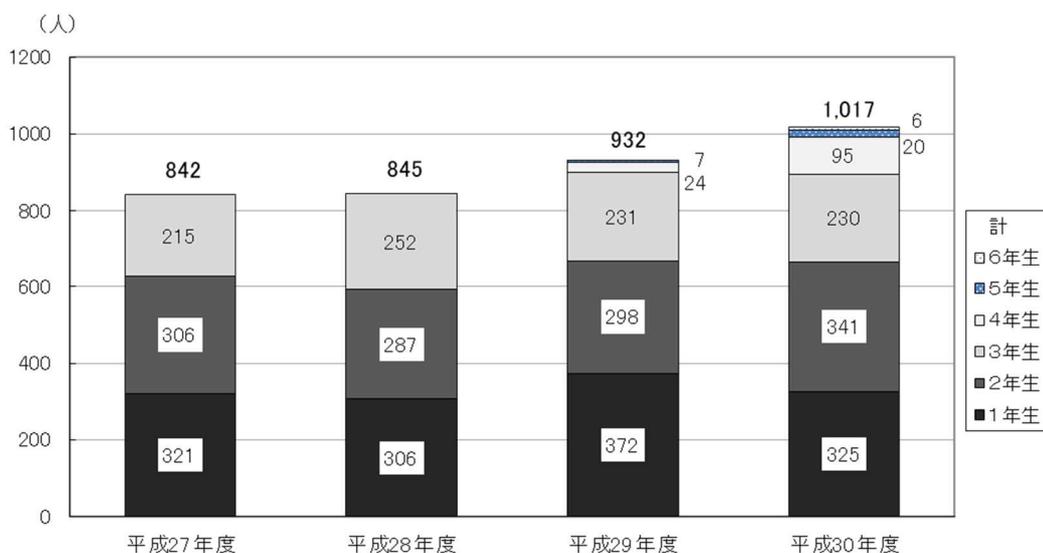
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	8	8	8	10
年間利用者数（人）	521	560	652	646

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象として、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員等の活動支援のもと、児童の健全育成を図ることを目的に、各学校の空き教室などを活用し、放課後児童会を開設しています。

【 放課後児童健全育成事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	25	28	29	32
登録者数（人）	842	845	932	1,017



※資料：亀岡市データ（各年5月1日現在）

(3) 子育て短期支援事業

保護者の仕事、疾病、出産などの理由により、児童の養育が一時的に困難となる場合などに、児童福祉施設において一定期間、児童の養育及び保護を行っています。

【 子育て短期支援事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
延べ利用者数（人）	10	36	149	59

(4) 地域子育て支援拠点*事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との連絡調整を行うなど、子育て支援の総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊んだり、集い交流することのできる場を提供しています。

【 地域子育て支援拠点事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	5	6	6	6
年間延べ利用者数（人）	33,098	35,288	36,385	36,809

(5) 一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急かつ一時的な理由により、家庭での保育が困難となる場合に、幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、一時的な保育を実施しています。

幼稚園では通常の利用時間以外に、保護者の就労で預かり保育が必要な子どもについて一時預かり事業を実施しています。

【 一時預かり事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園の預かり保育 延べ利用者数（人）	19,206	24,260	28,585	25,876
幼稚園以外の預かり保育 延べ利用者数（人）	2,103	2,492	2,560	2,571

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由により、保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かっています。

【 病児・病後児保育事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	4	4	7	8
年間延べ利用者数（人）	6,432	5,467	5,877	4,770

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター*事業）

育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）を会員として、育児に関する援助活動を推進することにより、仕事と育児を両立し、地域における市民相互の子育て支援を通じて安心して子育てができるような環境づくりなどを図るため、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う亀岡市ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

【 子育て援助活動支援事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
相互援助活動数（件）	2,300	2,516	1,760	1,013

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠している方などが、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的として、子育て中の親子が集まりやすい場所に「利用者支援専門員」を配置し、よりよい子育て環境の整備を図るため、情報提供及び相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行っています。

平成 28 年度からは、母子保健型（亀岡市子育て世代包括支援センター*「BCome」）を開始し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っています。

【 利用者支援事業実施状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	3	5	7	9
概要	基本型：3 箇所	基本型：4 箇所 母子保健型：1 箇所	基本型：6 箇所 母子保健型：1 箇所	基本型：7 箇所 特定型：1 箇所 母子保健型：1 箇所

(9) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方などを対象として、14回の妊婦健康診査を実施しています。

経済的な理由で定期的に妊婦健診を受けることができない妊婦を無くすことができるとともに、定期的な健診により、異常の早期発見・早期治療をすることで、安全な出産・健康な児の誕生につながります。さらに、妊婦が妊娠期を安心して過ごすことにより、その後の子育ての安心感にもつながります。

【 妊婦健康診査利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数 (人)	690	693	612	610
延べ受診者数 (人)	7,852	7,991	6,900	7,459

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師、保健師などが家庭を訪問して、子育てなどの助言や相談を行っています。

家庭訪問することで、親と子(対象者)にゆっくり対応することができ、各ケースの子育て環境や課題の把握につながっています。また、継続的な支援が必要な家庭には、必要に応じて保健師だけではなく、家庭相談員などと協力して対応することができています。あわせて育てにくさのある児への相談につながるなどの効果もみられています。

【 乳児家庭全戸訪問事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施人数 (人)	635	557	592	560

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員*などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言などを行っています。これにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【 養育支援訪問事業実施状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施人数 (人)	64	63	85	56

5. 市民ニーズ調査から見られる現状・課題

(1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする本計画策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 1月15日～1月31日	郵送による 配布・回収
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	平成31年 1月15日～1月31日	

※調査基準日：平成30年12月1日

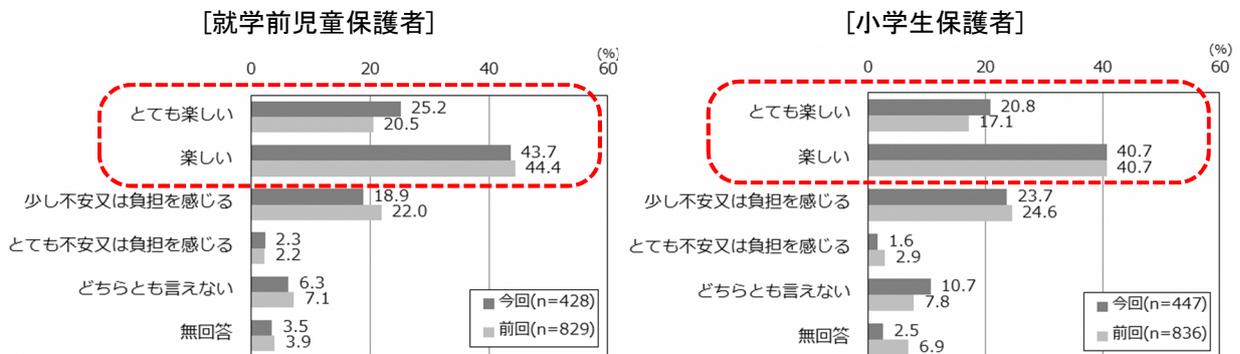
②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,000票	434票 (うち白票6)	43.4%
	【参考】前回	1,500票	829票	55.3%
小学生アンケート	今回	1,000票	457票 (うち白票10)	45.7%
	【参考】前回	1,500票	836票	55.7%

(2) 調査の結果からみる特徴と課題

課題1 子育て世帯の悩みの解消に向けて

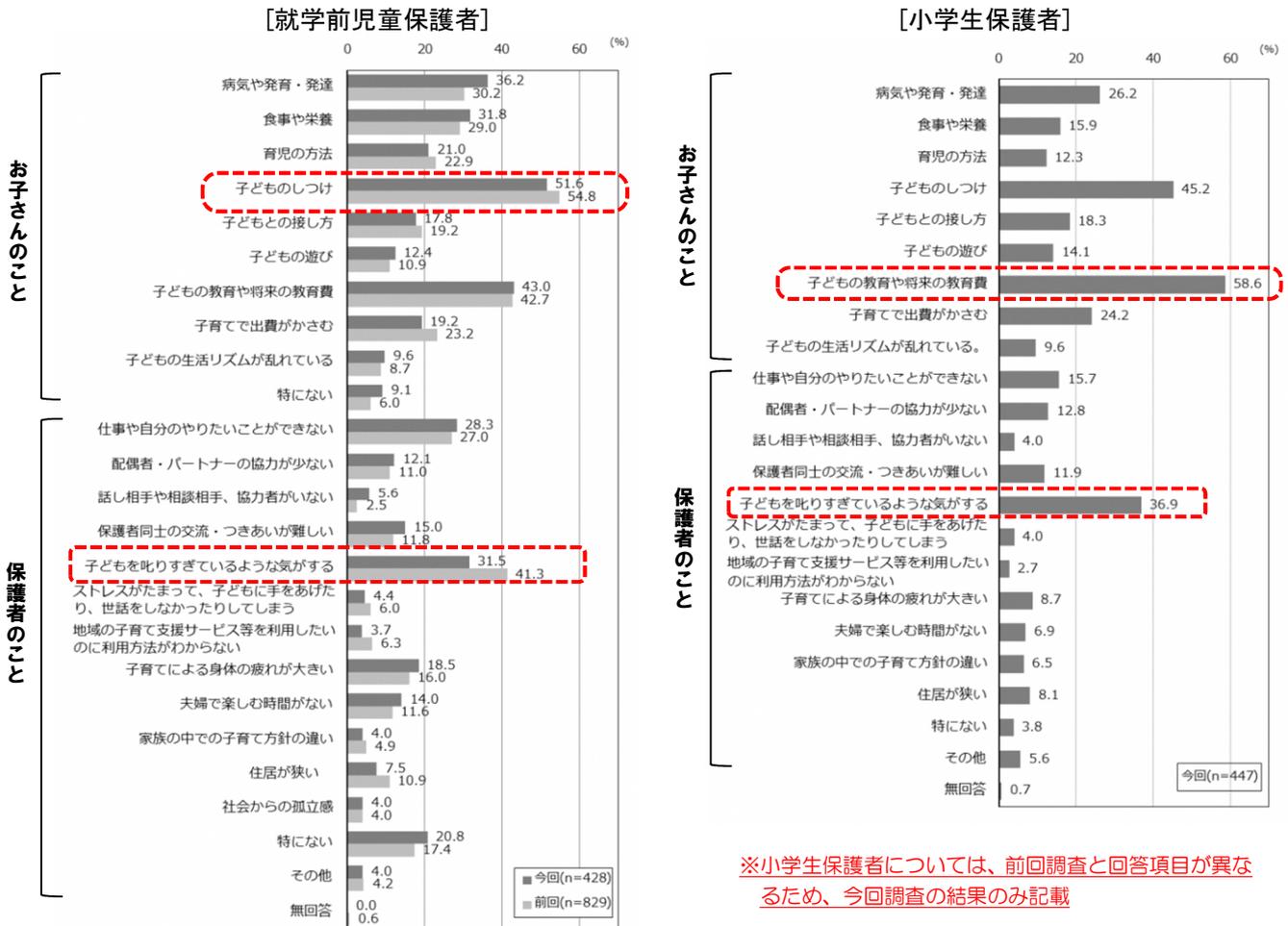
★子育てを『楽しい』と感じている人が増加しています。⇒子育ての不安や悩み、負担の軽減・解消などの取り組みを継続し、より安心して子育てができる環境づくりが求められています。



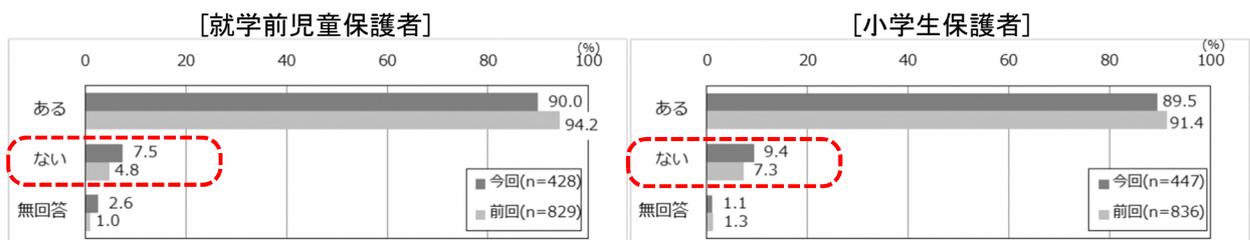
★子どもに関する悩みのトップについて、就学前児童の保護者は前回調査と同様「子どものしつけ」で、小学生の保護者は「子どもの教育や将来の教育費」となっています。

★保護者に関する悩みのトップについて、就学前児童の保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」で前回調査と同様も、9.8ポイント減少しています。小学生の保護者も就学前児童と同様に「子どもを叱りすぎているような気がする」がトップとなっています。

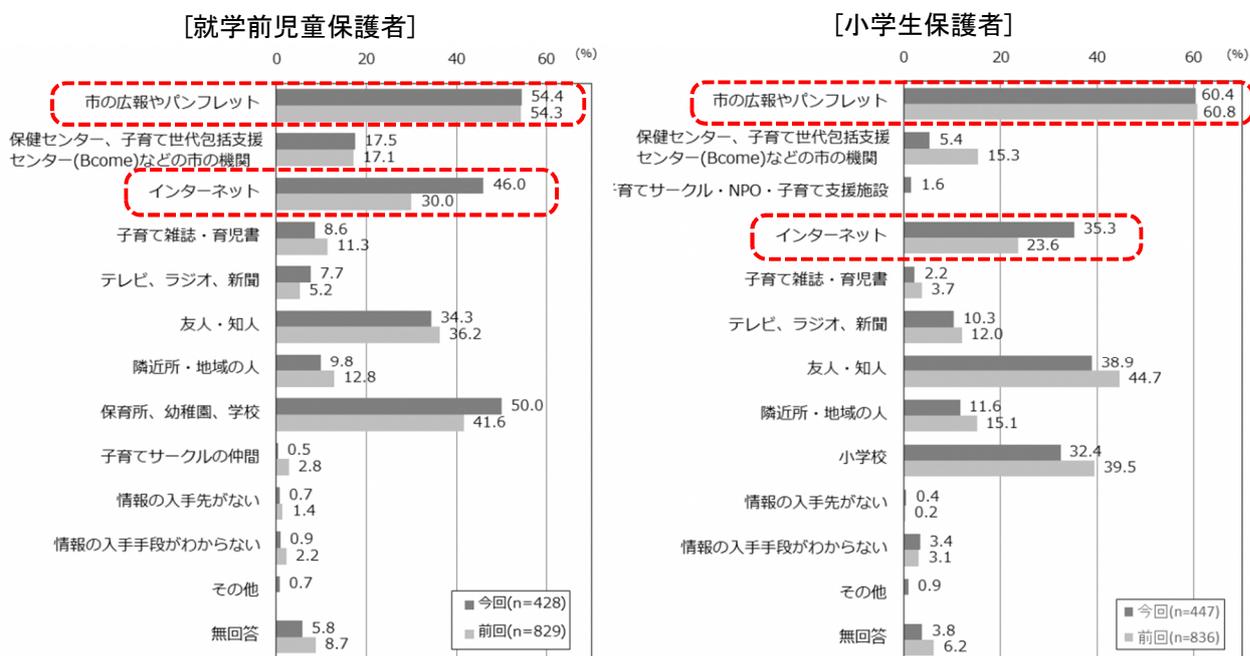
⇒核家族世帯が多い本市にあって、子どものしつけや育児方法など悩みの軽減・解消につながるような学習機会や相談対応、情報提供、保護者同士の交流などの充実が求められています。



★悩みの相談相手・相談場所が「ない」は、就学前児童の保護者が7.5%、小学生の保護者が9.4%で、それぞれ前回調査より増加しています。⇒相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりが求められています。

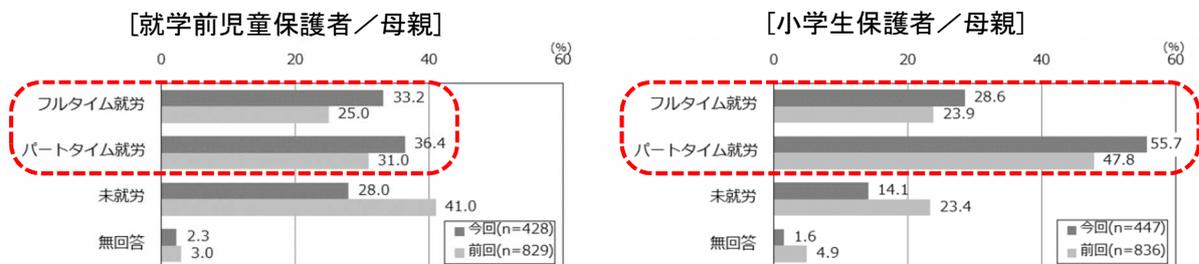


★就学前児童及び小学生の両保護者の情報の入手先は「市の広報やパンフレット」が最も多く、「インターネット」は前回調査より就学前児童の保護者が16.0ポイント、小学生の保護者が11.7ポイント増加しています。⇒わかりやすい情報誌の編集やインターネット・SNS*などの電子媒体の有効活用が求められています。



課題2 子育てと仕事の両立に向けて

★就学前児童の母親の現在の就労率は69.6%で、前回調査より13.6ポイント増加しています。小学生の母親の現在の就労率は84.3%で、前回調査より12.6ポイント増加しています。



★就学前児童の母親の就労率は現在の69.6%が1年後の予定では78.1%に、小学生は現在の84.3%が87.7%になっています。⇒女性の就労率の変化に対応した子育てと仕事の両立支援の充実が求められています。

